

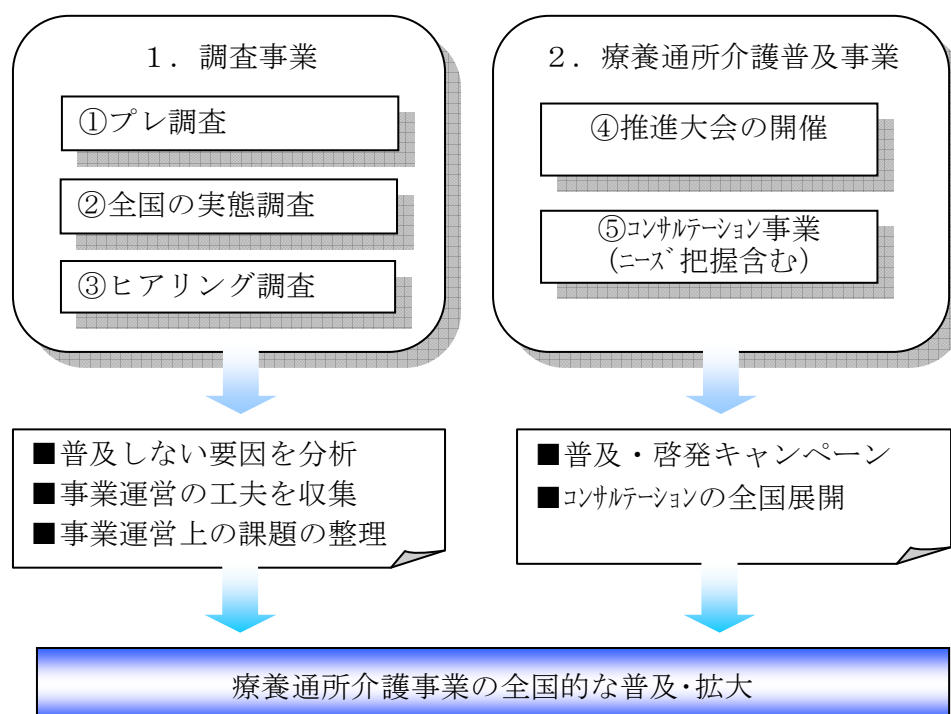
# 「療養通所介護事業の健全な運営に関する調査研究事業」

## の概要

### I. 事業概要

#### 1. 目的

全国の事業所数が 50 ヶ所程度にとどまっていることを鑑み、事業の普及・拡大に寄与するための研究事業とする。



#### 2. 検討委員会（委員）

委員長	井形 昭弘	名古屋学芸大学学長
委員長代理	伊藤 雅治	社団法人全国社会保険協会連合会理事長
委員	井部 俊子	社団法人日本看護協会副会長
委員	上野 桂子	社団法人全国訪問看護事業協会常務理事
委員	木村 隆次	日本介護支援専門員協会会長
委員	鈴木 憲一	鈴木医院院長
委員	高橋 紘士	立教大学教授
委員	当間 麻子	療養通所介護推進ネットワーク代表
委員	野中 博	社団法人日本医師会介護保険委員会委員長
委員	山田 和彦	医療法人社団健成会理事長

### 3. 事業の実施者

○事務局：財団法人 日本訪問看護振興財団

○ 調査研究業務委託先： 株式会社 三菱総合研究所

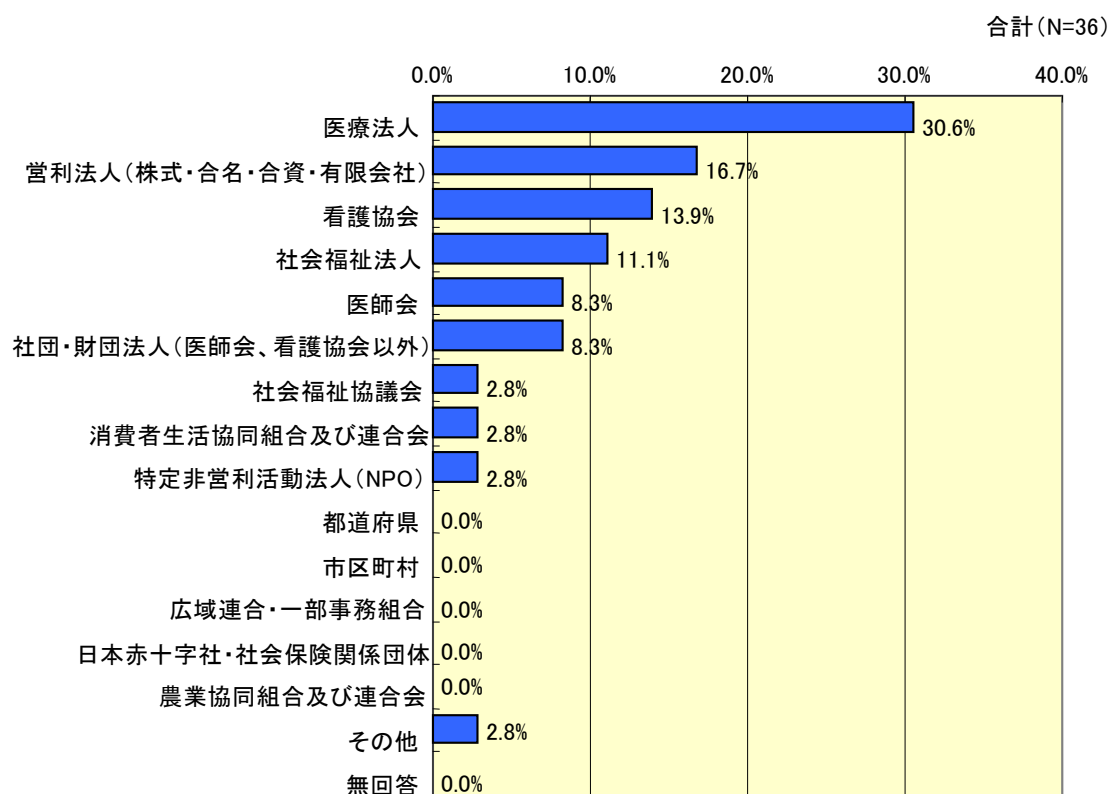
## II. 実態調査の結果

調査対象：療養通所介護事業所 50 ヶ所

調査期間：平成 20 年 1 月 10 日～2 月 26 日、38 事業所（回収率 76. 0%）

### 1. 療養通所介護運営状況

図表1 開設主体

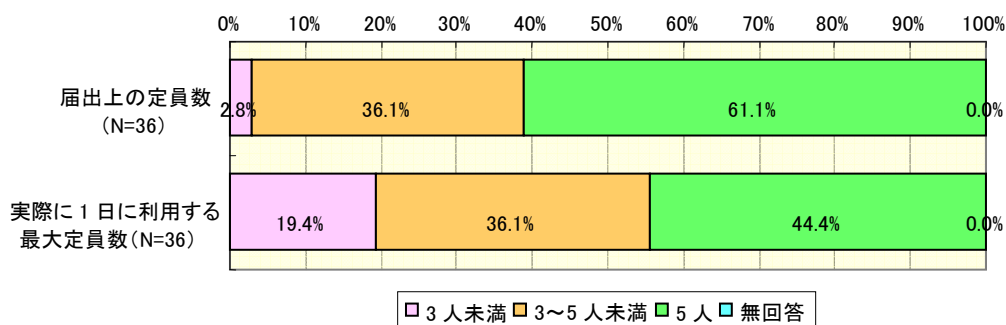


開設主体別では、医療法人が最も多く 30.6%、次いで営利法人 16.7%、看護協会、社会福祉法人、医師会となっている。

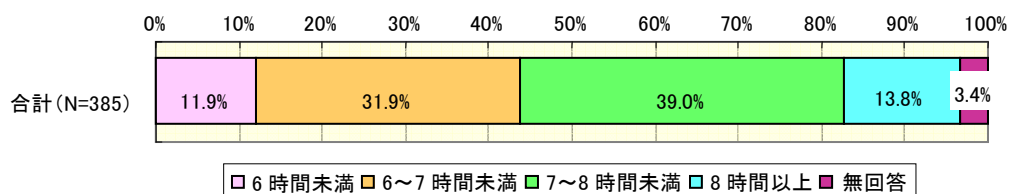
図表2 定員数：実際に1日に利用する最大定員数

	件数	3人未満	3～5人未満	5人	無回答	平均(単位：人)	標準偏差
合計	36	7 19.4%	13 36.1%	16 44.4%	-	3.69	1.31

図表3 届出上の定員数と実際に利用する最大定員数の比較



図表4 療養通所介護の平均利用時間



図表5 11月中の利用回数

	件数	3回未満	3～5回未満	5～10回未満	10回以上	無回答	平均(単位：回)	標準偏差
合計	385	97 25.2%	135 35.1%	91 23.6%	31 8.1%	31 8.1%	4.67	3.45

図表6 1事業所1ヶ月あたりの利用予定者（延べ）と実利用者（延べ）

	1事業所あたり平均
利用予定者数	49.3人
実利用者数	43.5人
利用率	88.2%
キャンセル率	11.8%

図表7 介護保険法の利用者のうち、現在利用していない利用者の割合

	件数	総人数	割合
介護保険実利用者数	36	411	100%
死亡のため中断した人数	26	85	20.7%
入院のため中止・中断した人	23	50	12.2%
サービスを修了した人	15	30	7.3%
その他	9	12	2.9%

平成19年4月以降（9ヶ月間）で、利用していない411人（36事業所の人数）のうち20.7%は死亡で中止、また、キャンセル率は11.8%あった。

図表8 職員数（常勤換算数）

	件数	常勤専従(常勤換算数)		常勤兼務(常勤換算数)		非常勤(常勤換算数)		合計
		平均値(人)	標準偏差	平均値(人)	標準偏差	平均値(人)	標準偏差	
看護師	33	0.55	0.50	1.06	0.89	0.69	0.67	2.29
准看護師	33	0.00	0.00	0.03	0.09	0.02	0.09	0.05
介護福祉士	33	0.09	0.29	0.09	0.22	0.20	0.56	0.38
その他の介護職	33	0.27	0.57	0.15	0.46	0.48	0.58	0.90
その他	33	0.00	0.00	0.01	0.04	0.03	0.14	0.04
職員合計	33	0.91	0.79	1.34	1.11	1.42	1.21	3.67

職員の常勤換算数では、看護師・准看護師が平均2.34人、介護福祉士と介護職員の平均が1.28人となっており、合わせると3.62人である。

【参考資料：看護職員と介護職員のサービス内容の例】

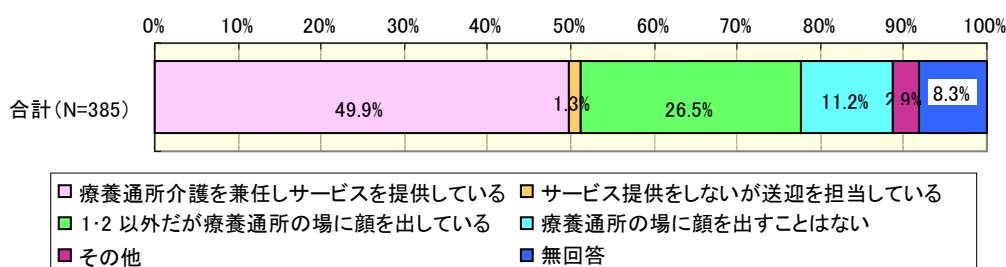
【看護職員】

- ・ 移送、入浴・排泄介助、療養室の準備、送迎と送迎時の状態観察、リハビリ（嚥下、呼吸）、医療行為（吸引、医療機器等の管理）、排泄コントロール、バイタルチェック

【介護職員】

- ・ 食事の準備、話相手（看護師一緒に）、入浴・送迎・排泄介助。
- ・ 物品の準備、消毒など看護師の指導のもと実施してもらい、後片付け、食事の準備、話相手（看護師一緒に）・送迎・排泄介助、経口食の介助、調理、等。
- ・ 入浴介助は協働（介護職員で対応可能な利用者もある。）嚥下に問題がない事例の食事介助、整容、口腔ケア、トイレ誘導、オムツ交換、移乗は協働、アクティビティーは主に介護職。
- ・ 環境整備、車の運転。

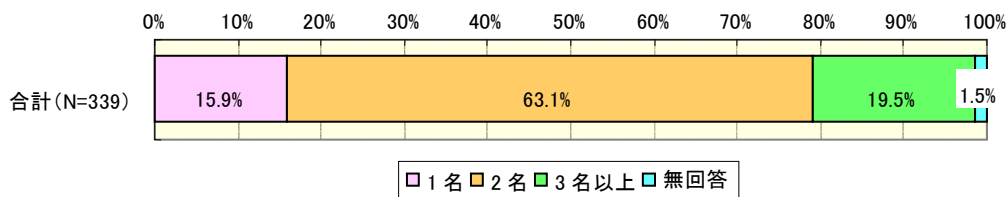
図表9 訪問看護の担当看護師は、療養通所介護にどのように関わっているか



図表10 利用可能な設備の状況：浴室

件数	療養通所介護専用	自室兼用の併設浴室	簡易浴槽を利用	訪問入浴車を利用	その他	浴室はない	無回答
合計	16 44.4%	15 41.7%	3 8.3%	-	-	1 2.8%	1 2.8%

図表11 入浴している場合：入浴に必要な職員数



図表12 使用する車両の種類（複数回答）

	件数	寝台車	車椅子対応車	普通乗用車	その他	無回答
合計	36	16 44.4%	29 80.6%	14 38.9%	2 5.6%	2 5.6%

図表13 車両に同乗する職員（複数回答）

	件数	看護職	介護職	その他の職員	ボランティア	無回答
合計	36	35 97.2%	23 63.9%	7 19.4%	1 2.8%	1 2.8%

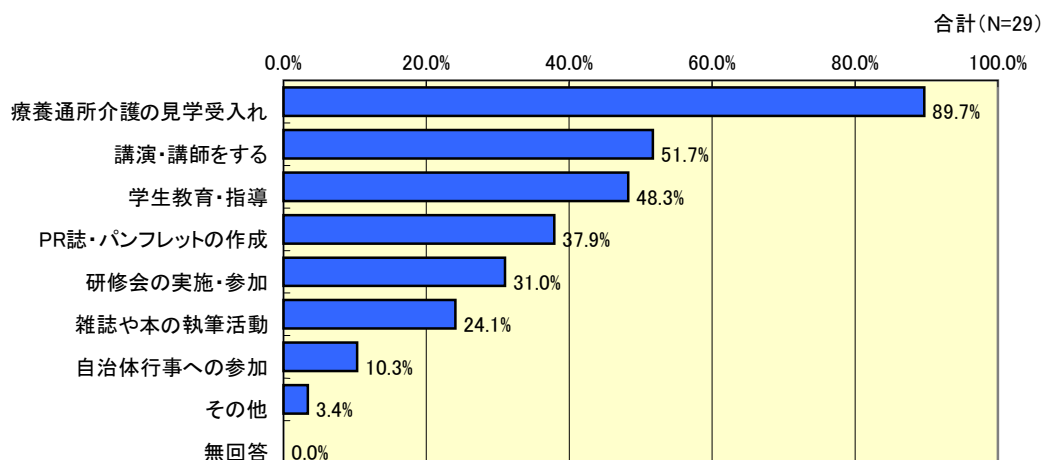
図表14 送迎している場合：送迎に要する平均時間：片道所要時間

	件数	10分未満	10～15分未	15～20分未	20分以上	無回答	（単位：分） 平均	標準偏差
合計	373	61 16.4%	92 24.7%	90 24.1%	129 34.6%	1 0.3%	16.04	8.84

図表15 オプションとして宿泊サービスを実施していますか

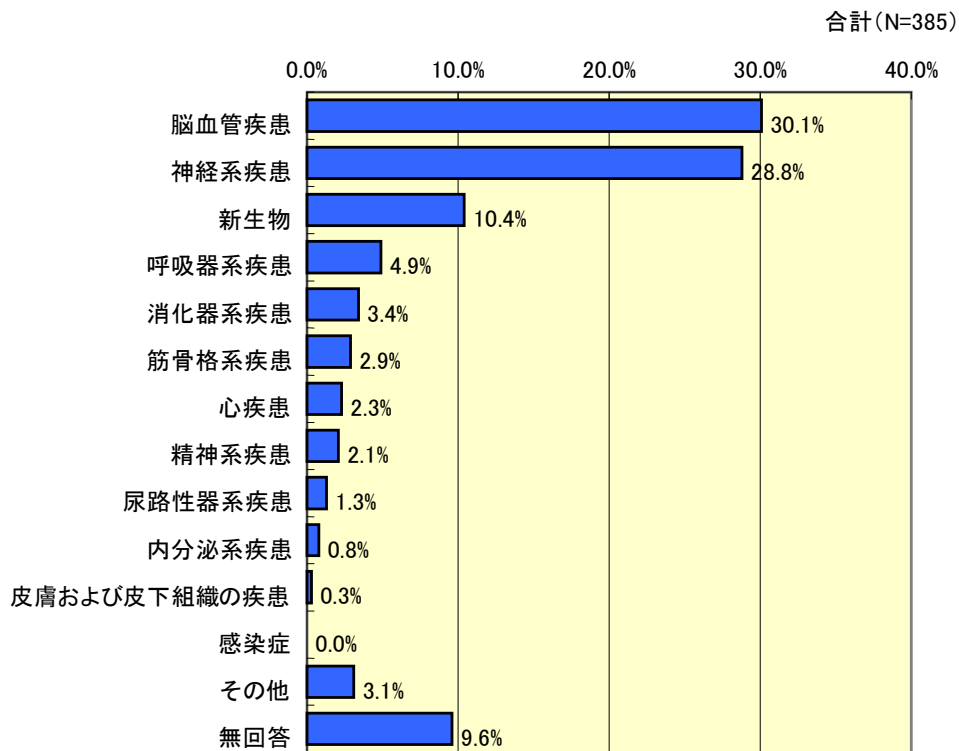
	件数	はい	いいえ	他る施設に委託す	無回答
合計	36	5 13.9%	29 80.6%	1 2.8%	1 2.8%

図表16 療養通所介護を普及するために活動を行っている場合のその活動(複数回答)

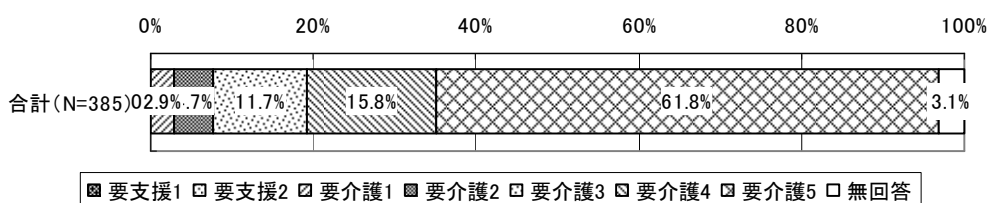


## 2. 利用者の状況

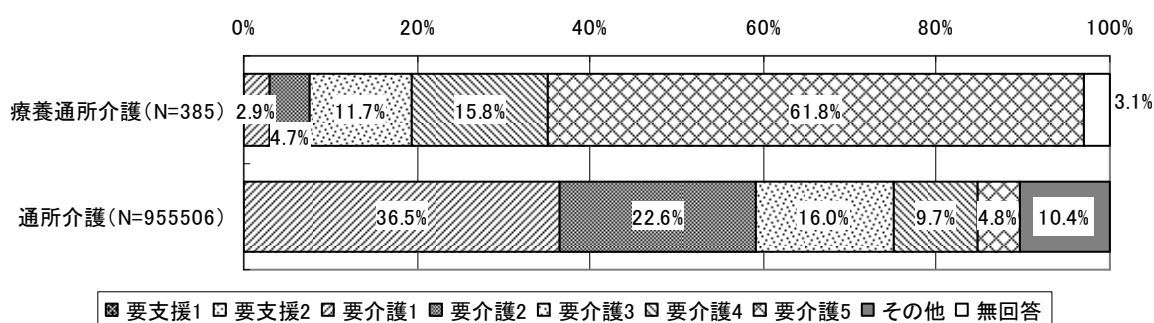
図表17 主傷病名(分類)



図表18 要介護認定



図表19 利用者の要介護度別割合（通所介護との比較）



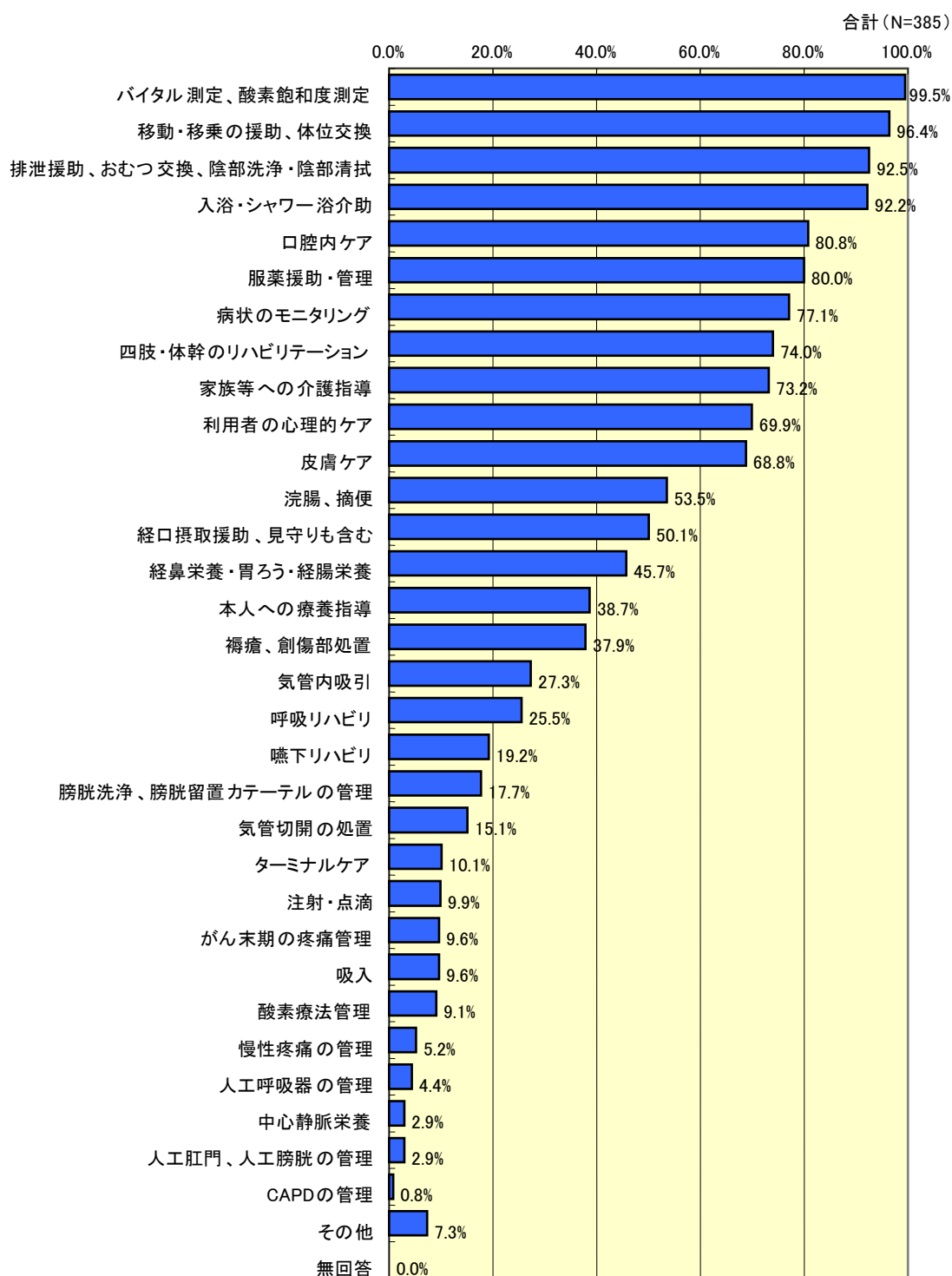
※通所介護は、厚生労働省「平成18年介護サービス施設・事業所調査」結果の概要より作成

図表20 看護度（要介護度別）

	件数	たえとず観察を必要とする	1の観察を必要とする	2の観察を必要とする	3の観察を必要とする	4の観察を必要とする	5の観察を必要とする	無回答
合計	385	138 (35.8%)	205 (53.2%)	31 (8.1%)	11 (2.9%)	-	-	-
要支援1・2	-	-	-	-	-	-	-	-
要介護1	11	1 (9.1%)	6 (54.5%)	4 (36.4%)	-	-	-	-
要介護2	18	5 (27.8%)	7 (38.9%)	5 (27.8%)	1 (5.6%)	-	-	-
要介護3	45	14 (31.1%)	25 (55.6%)	5 (11.1%)	1 (2.2%)	-	-	-
要介護4	61	12 (19.7%)	39 (63.9%)	7 (11.5%)	3 (4.9%)	-	-	-
要介護5	238	100 (42.0%)	125 (52.5%)	8 (3.4%)	5 (2.1%)	-	-	-
無回答	12	6 (50.0%)	3 (25.0%)	2 (16.7%)	1 (8.3%)	-	-	-



図表21 利用者の状態（複数回答）

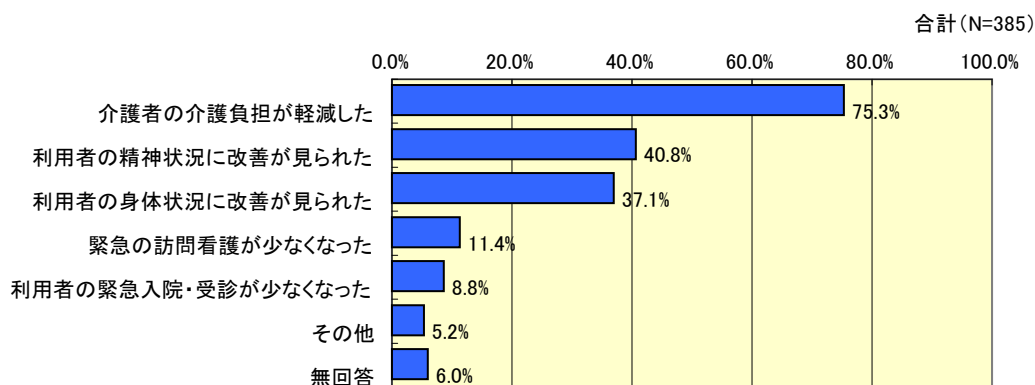


通所介護では対応できない理由として、気管切開・吸引が必要、人工呼吸器を装着、留置カテーテル・胃ろう管理、褥創処置が必要、在宅酸素の利用、脱水、低栄養、四肢拘縮、排尿・排便障害、病状の把握、ターミナル期への対応が必要等となっていた。

図表22 療養通所介護サービスを利用していなかったら、利用者はそれぞれどのようなになっていたと思うか（ケアマネジャーの回答より）  
（複数回答）

	件数	入院していたと 思う	入所していたと 思う	他のサービスを利用していたと 思う	訪問看護の増加を 訪ねたと思う	分からない	その他	無回答
合計	290	68 23.4%	21 7.2%	87 30.0%	137 47.2%	26 9.0%	37 12.8%	16 5.5%

図表 23 療養通所介護を利用して変化がみられたか（複数回答）



○本人・家族からの療養通所介護の評価

安心して利用できる、看護師が細かな状態・体調の変化を教えてくれる、緊急時でも対応してもらえる等

○主治医からの療養通所介護の評価

日常生活の情報提供が増え利用者の状況を理解しやすい、利用者の全身状態が改善した、重度者が安心して利用できる、外出機会が本人の刺激となる等

○ケアマネジャーからの療養通所介護の評価

家族の介護負担が軽減された、利用者・家族が精神的に落ち着いた、安心して任せられる等

図表 24 平成 19 年 4 月以降の療養通所介護利用者

	件数	介護利用者 保険者の 実数	介護実 保利用者 以外	無 回 答
合計	36	36 100.0%	14 38.9%	-

図表 25 28 事業所の収支（1 事業所あたり平均）

		1 事業所あたり 平均	
収益	介護報酬収益	療養通所介護の保険給付金、利用者負担分	485,100
	保険外事業収益計	療養通所介護の利用料収益、その他の事業収益	35,096
支出	給与費	通勤手当、賞与、退職給付引当金、法定福利費を含めた1ヶ月分の費用(1年分の1/12) ※訪問看護等を兼任している職員は、療養通所介護への従事時間で按分	626,004
	材料費	材料費・消耗器具備品費、医薬品費、その他の材料費	7,595
	経費	福利厚生費、旅費交通費、職員被服費、通信費、消耗品費、消耗器具備品費、車両費、会議費、光熱水費、修繕費、賃借料、保険料、交際費、諸会費、租税公課、徴収不能損失、雑費	164,363
	(再掲)車両費	車両費(送迎用自動車等の燃料費、乗用車、車両検査等の費用)	23,668
	(再掲)光熱水費	光熱水費(電気、ガス、水道等の使用料)	13,616
	(再掲)賃借料	賃借料(土地、建物等の賃借料、器具備品等のリース料、レンタル料)	43,831
	(再掲)保険料	保険料(火災保険料、自動車損害賠償責任保険料等の費用)	16,405
	委託費(送迎)	送迎に係る委託費	17,259
	委託費(送迎以外)	洗濯委託費、清掃委託費、各種器械保守委託費、事務委託費、その他の委託費	4,716
	減価償却費	建物および建物付属設備減価償却費、車両船舶設備減価償却費、その他の減価償却費	69,945
	本部経費	本部に係る費用	14,136
	その他	その他費用	208
収益(合計)		520,196	
支出(合計)		904,226	
利益		-384,030	

図表 26 28 事業所の収支の状況

プラス0円以上(黒字)	4 事業所
マイナス0円超～20万円	4 事業所
マイナス20万円超～40万円	9 事業所
マイナス40万円超～60万円	3 事業所
マイナス60万円超	8 事業所

### Ⅲ 結果からの提言

療養通所介護を利用していなかったら利用者の1/3は入院・入所適応となっていた。また、過去9ヶ月間の介護保険利用者のうち現在利用していない理由を尋ねると、20.3%が死亡による中断であった。このような結果が示すとおり、当該サービスは重度者の在宅生活の継続や状態等の改善及び介護者のレスパイトに有効である。しかし、利用者のケアは看護・介護職員が複数で対応せざるを得ない。また、利用者の変動により、安定した利用者数を確保することが困難なため、経営上厳しい状況にあった。

制度上・介護報酬上について、下記の見直しが必要と考える。

1. 経営・収支は9割近くが赤字であり、併設事業所の施設・設備・人員を活用しても経営困難な状況にあるため、基本単位としての報酬上の評価、定員枠の拡大、人員配置基準の見直しが必要である。
  - 定員は5人までと小規模のため、1事業所当たりの最大定員数の平均は3.69人（5人定員が6割）であり、利用者数が制限されている。
  - 8事業所に待機者がおり、そのうち5事業所は、5人定員で週5日実施の事業所であった。
  - 特に重度者への安全なケア提供には配置基準以上の人員体制に対する評価が必要。1事業所当たりの平均従事者数は、常勤換算3.67人（看護職員2.34人と介護職員1.28人ほか）であった。
  - 死亡・入院などの転帰により、利用者の入れ代わりが絶えず起こっている状況にあった。
2. 個別に手厚いケアを必要とする場合については報酬上の評価が必要である。
  - 利用者の6割は要介護5
  - 難病と脳血管疾患がそれぞれ3割、がん末期が2割ほか
  - 利用中は絶えず看護観察を要する利用者が4割
  - 入浴は6割以上が2人～3人体制で実施
  - 個別送迎で看護師同乗が8割、2人体制以上で実施
  - 嚥下訓練や呼吸機能訓練等により機能回復・改善している
3. 泊まりを含む長時間利用に対しては報酬上の評価が必要である。
  - 泊りを実施している事業所は、33事業所中5ヶ所
4. 介護保険利用者以外に、障害者自立支援法や健康保険法等に基づく利用者が制度に則って利用できるような利用者の拡大を図る必要がある。
  - 介護保険以外の利用者がある事業所は38.9%
5. 開設促進のためには、各自治体で介護保険事業計画等に組み込み、開設支援やPR等への積極的な取組が必要である。